

J R 東海労働関西地「申」第26号
2020年4月2日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「移動禁止時の手歯止め撤去について」の申し入れ

現在、大阪仕業検査車両所における作業時、すなわち移動禁止表示器が「赤」の時であっても当該列車の手歯止めが取り外されている。

しかし、仕業検査ではブレーキ試験検査の項目があり、その検査時にブレーキ設定器を「運転位置」にした際に BC 圧力が 0 k Pa となりブレーキが全くかかっていない状態になる。この時に手歯止めが外されていると列車が転動する恐れがある。

仕業検査ではブレーキ試験検査と同時期に列車の床下側検査が行われ、台車やブレーキディスク、ライニング等、ブレーキ装置関係に作業者が近づいて検査を行っている。この時に列車が転動すると触車し、重大な労働災害につながる。また申告作業でも同様の事態が考えられる。

社員が安全に安心して作業ができる職場環境を作るために、以下の通り申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 会社は移動禁止時であっても歯止め撤去を許可しているのか明らかにすること。
2. 会社は移動禁止時にブレーキが全くかかっていない（転動防止が行われていない）状態になることを想定しているのか明らかにすること。
3. 移動禁止時は手歯止めを撤去しない等、転動防止、労働災害防止の対策を行わないのか明らかにすること。

以上